



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

国保だより

No.203 (令和5年10月発行)

国保の加入者

(令和5年8月31日現在)

世帯数 64,303 世帯

被保険者数 86,707 人

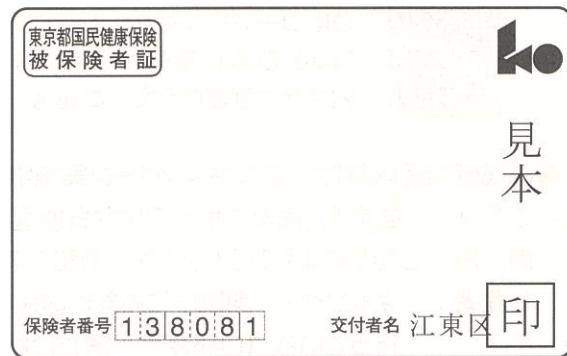
江東区生活支援部医療保険課 ☎ 03-3647-9111 (代表)
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 FAX 03-3647-8443 (課)
区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp/>

国民健康保険証が新しくなりました

令和5年10月に国民健康保険証の一斉更新を行いました。新しい保険証は、クリーム色です。有効期限は令和7年9月30日ですが、次の方は有効期限が異なります。

- ① 後期高齢者医療制度該当予定者 (75歳の誕生日の前日まで)
- ② 保険料を滞納している一部の方 (令和6年3月31日まで)
- ③ 外国人の方で、令和7年9月30日より前に在留期間の満了する方 (在留期間の満了日まで)

※①の方は75歳の誕生月の前月下旬に後期高齢者医療被保険者証をお送りします。



新しい保険証は、簡易書留（転送不要扱い）で郵送しました。

保険証が届いていない場合は、資格賦課係までご連絡ください。

2024（令和6）年秋以降は新規の保険証の発行を取りやめ、マイナンバーカードと一本化する方向で、検討が進められています。

- 2024（令和6）年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024（令和6）年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間（※）使用することができます。

※有効期限が2025（令和7）年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。

- 2024（令和6）年秋以降は、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付する方向で、検討が進められています。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

■ 資格賦課係 ☎03-3647-3167 ■

特別徴収（公的年金からのお支払い）について

下記①～⑤のすべての条件を満たす世帯の保険料は、世帯主の年金から引き落としされます。



- ① 世帯主（65歳～74歳）が国民健康保険に加入している
- ② 同じ世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳である（ただし世帯主が年度内に75歳に達する場合を除く）
- ③ 世帯主の公的年金受給額が年間18万円以上である
- ④ 世帯主の介護保険料が年金から徴収されている
- ⑤ 国民健康保険料と介護保険料の1回の支払い額の合計が1回の年金受給額（主に老齢基礎年金の金額）の2分の1を超えない

※「特別徴収」の対象となっているかについては、令和5年度国民健康保険料納入（変更）通知書でご確認ください。

※「特別徴収」の対象となっている方でも、年金引き落としを希望しない場合は、届出により「口座振替によるお支払い」に変更することができます（特別徴収が中止されるまでに2～4ヶ月かかります）。下記までご連絡ください。

■ 保険料係 ☎03-3647-3169 ■

便利な口座振替をご利用ください

保険料のお支払いは、原則口座振替をお願いしています（年金から特別徴収されている方を除く）。まだ登録されていない方は手続きをお願いします。

●10月からWeb 口座振替受付サービスがはじまります

※パソコン・スマートフォンから24時間いつでも口座振替の申し込みができます。

（従来のキャッシュカードによる手続き（一部金融機関に限る）、口座振替依頼書での手続き（郵送可）もご利用いただけます）



QRコードをスマートフォンで読み取ると区ホームページのWeb 口座振替受付サービスのページにつながります。内容をご確認のうえ、ご利用ください。

●国民健康保険料口座振替キャンペーン実施中

以下の条件をすべて満たす世帯の中から抽選で150世帯に2,000円分の江東区内共通商品券が当たります。

期間：令和5年4月1日（土）から令和6年1月31日（水）まで

対象者：・キャンペーン期間中に新たに国民健康保険料の口座振替登録を行っている（口座変更・廃止は除く）

・抽選時点で江東区国民健康保険に加入している

・抽選時点で江東区国民健康保険料に未納がない

※自動エントリーのため、申し込みは不要です。

※当選世帯には、3月中に世帯主様宛に商品券を発送いたします。



■保険料係 ☎03-3647-3169 ■

人間ドック受診費用を助成

40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方が特定健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成します（上限8,000円）。令和5年度中（令和5年4月～令和6年3月）に受診した分の申請期限は、令和6年4月30日（火）です。

助成要件や申請方法などの詳細は、同封のチラシまたは江東区ホームページにてご確認ください。下記までお問い合わせください。

■医療保健係 ☎03-3647-8516 ■

特定健康診査の受診は令和6年2月20日（火）まで

特定健康診査は、40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見・予防を目的とした健診です。対象となる方には、6月中旬にみどり色の封筒で受診券シールなどのご案内を送付しています。受診券シールを紛失された方は、再発行ができますので、下記までお問い合わせください。

健診は無料で受診できますので、積極的にご活用ください。

また、健診結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断され希望する方には、特定保健指導を実施します。保健指導も無料で利用できますので、ぜひご活用ください。

なお、特定保健指導は、江東区が（株）現代けんこう出版に業務委託して実施します。

※マイナンバーカードを健康保険証として登録された方は、マイナポータルでご自身の特定健康診査情報等が閲覧できます。

■受診券シールの再発行について

江東区保健所健康づくり係

☎03-3647-9487 ■

■特定保健指導について

医療保健係

☎03-3647-8516 ■